

# 北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都北区自転車の放置防止に関する条例（昭和58年12月12日条例第24号）第6条に定める大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者について、その適用範囲及び基準を定め、必要な指導及び協力要請を行うことにより、地域環境の向上を図ることを目的とする。

## (施設を新築する場合の自転車駐車場の規模)

第2条 北区において、別表ア欄に掲げる用途（以下「指定用途」という。）に供する施設で、同表イ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表ウ欄に掲げる規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその施設内又はその周辺に設置するものとする。

2 ニ以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、指定用途に供する各施設の規模がイ欄に該当しない場合でも、各指定用途施設ごとにウ欄により算出した自転車駐車場の規模を合計したものが20台以上になる場合は、その台数規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその施設内又はその周辺に設置するものとする。

## (施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第3条 施設を増築しようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうちこの要綱が施行される前に建築された部分を除く。）を新築したとみなして前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの要綱基準により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置するものとする。

## (建築物の用途変更)

第4条 指定用途への用途変更については、この要綱の各条を適用する。

## (店舗面積等の算定方法)

第5条 店舗面積及び教室面積の算定は、施設の延べ床面積から、従業員用施設（従業員専用の便所、食堂及び休憩所並びにその他の従業員の福利厚生を目的とする施設をいう。）の床面積及び倉庫、階段その他区長が必要と認める施設の床面積を減じて行うものとする。

## (自転車駐車場の構造等)

第6条 第2条から第4条までの規定により設置される自転車駐車場の構造は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものとする。

## (事前協議及び計画書の提出)

第7条 この要綱の対象となる施設を建築しようとする者は（以下「事業者」という。）は、あらかじめ区長に対し、第2条から前条までに規定する事項について協議を行なうものとする。

2 前項により協議を行なった者は、その内容を設置計画書に示し、これを区長に提出するものとする。

## (勧告)

第8条 区長は、事業者が前条に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行なうよう勧告することができるものとする。

2 区長は、事業者又は施設の所有者等に対して自転車駐車場に関する報告を求める等必要な措置を講じることができるものとする。

## (管理基準)

第9条 施設の所有者等は、自転車駐車場を自主的に管理するとともに、利用者に周知徹底を図るものとする。

## (その他)

第10条 この要綱に定める事項のほか、特に必要と認める事項については別に定める。

## 付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

## (参考)

「北区自転車の放置防止に関する条例」

（施設の設置者又は管理者の責務）

第六条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置又は管理する者（設置又は管理しようとする者を含む。）は、その施設の利用者のために必要な自転車駐車施設を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めるとともに区の実施する施策に協力しなければならない。

## 別表

ア 施設の用途	イ 施設の規模	ウ 自転車駐車場の規模
遊技場及び飲食店	店舗面積が300㎡以上のもの	店舗面積15㎡（店舗面積のうち5,000㎡を超える部分については、店舗面積30㎡）ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。ただし、1台に満たない端数は切り捨てる。
百貨店、スーパーマーケット その他の大規模小売店	店舗面積が400㎡以上のもの	店舗面積20㎡（店舗面積のうち5,000㎡を超える部分については、店舗面積40㎡）ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。ただし、1台に満たない端数は切り捨てる。
銀行等金融機関	店舗面積が500㎡以上のもの	店舗面積25㎡（店舗面積のうち5,000㎡を超える部分については、店舗面積50㎡）ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。ただし、1台に満たない端数は切り捨てる。
スポーツ及び健康増進を 目的とする施設	店舗面積が600㎡以上のもの	店舗面積30㎡（店舗面積のうち5,000㎡を超える部分については、店舗面積60㎡）ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。ただし、1台に満たない端数は切り捨てる。
学習、教養、趣味等の 教授を目的とする施設	教室面積が300㎡以上のもの	教室面積15㎡（店舗面積のうち5,000㎡を超える部分については、店舗面積30㎡）ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。ただし、1台に満たない端数は切り捨てる。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>遊技場とは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定するものをいう。</li> <li>銀行等金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）、長期信用銀行法（昭和27年第187号）、信用金庫法（昭和26年法律第238号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等に基づき設立された金融機関をいう。</li> <li>スポーツ及び健康増進を目的とする施設とは、トレーニング、ダンス、水泳等の用に供する施設をいう。</li> <li>学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設とは、教室、講堂、学習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等のために一般の顧客に利用させて営業するものをいう。</li> </ol>		